



生活衛生ニュース

July 2014
Vol. 1 / No.07

発行：(株) 静環検査センター
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

レストランなどの外食の原産地表示について

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 分かり易い表示への取り組み ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

輸入農産物から基準を超える残留農薬の検出や米の産地偽装などが続き、消費者の食の安全に対する関心が高まっています。「原材料原産地情報」の表示は、食品が安全で安心できるものかどうかを消費者が判断する重要な手段になっています。

外食の原産地表示

平成17年7月に「外食における原産地表示ガイドライン」が策定され、外食店舗のメニューに使用されている原材料の原産地表示がスタートしました。法律に基づいた義務ではありませんが、多くの外食店舗でメニューの他、店頭のパスターやボード、あるいはショーケースのウインドーサンプルに表示するなど消費者への情報伝達が創意工夫されています。

原材料の原産地を表示する場合には、食材が輸入品の場合は「原産国」、国産の場合は「国産」又は一般に知られている「地域・地名」を用いた表示も可能となっています。

原産地表示は、“お客様がどのメニューにするのか”の重要な判断基準になります。そのためガイドラインでは原産地を把握している原材料については積極的に原産地を表示するとの考えに立って、メニューの特性に応じて例①～③のように表示することが推奨されています。

例①メニューに用いられている原材料
＜まぐろ丼＞「静岡県焼津産」

例②メニューの主たる原材料
＜ポークソテーの豚肉＞「鹿児島県産」

例③こだわりのある原材料

＜とれたて桜海老のかき揚げ＞
「静岡県産桜海老」

また、店舗での売れ筋や定番のメニューについては主要な食材以外についても積極的に原産地を表示することが期待されています。牛丼店の牛丼を例にすると下図に示すように情報提供されることとなります。

牛丼の主な使用食材として
牛肉…オーストラリア産
ごはん…国産
野菜…八ヶ岳山麓産
卵…静岡県産

米トレーサビリティ制度とは

「ごはん」の原料である「米」には、米トレーサビリティ制度(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)が適用されています。

この法律の趣旨は、安全でない米の流通を防止すること、問題が発生した場合に速やかに流通ルートを特定し商品を回収できること、産地情報を一般消費者まで正しく伝達することです。そのため、街中の食堂や寿司屋などの外食事業者も、以下の事項が義務化されています。

1) 入荷記録の作成

米を取引した際には、その記録を作成するか、もしくは納品書などの伝票類を受領し、その記録を3年間保存しなければなりません。この記録には「名称」「産地」「数量」「搬入年月日」「取引先名」「搬入場所」などの記載が必須となっています(施行:平成22年10月1日)。

なお、生産から小売、外食産業に

至るトレーサビリティ確保のための伝票等を保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用されます。

2) 産地情報の伝達

「米」の具体的な産地情報が一般消費者に伝達されなければなりません(施行:平成23年7月1日)。即ち、ごはん等を提供している場所において、下図のようなメニューや店内配布チラシで[米]の産地情報を消費者に伝達する、或いは教育訓練を受けた従業員が対応マニュアル等により、消費者の求めに応じて伝達しなければなりません。なお、消費者に産地情報が正しく伝達されていることを常に検証できる仕組みも必要です。

カレーライス(新潟県 コシヒカリ)	¥600
ミートドリア(アメリカ産米)	¥700
洋風定食(国産米)	¥1000

まとめ

ファミリーレストランや居酒屋などの外食事業者にとって、消費者に安心して飲食をしていただくため、的確に分かり易く情報を伝達することが求められる時代となっております。

お米に関しては品質確認のため、お米の品種鑑別の分析も行われています。

より分かり易く正確な情報を伝えることができるよう確かな検査を通じて、弊社もサポートしてまいります。

(文責：柴田 克也)

(参考資料)

農林水産省HP：「外食の原産地表示ガイドライン」及び「お米の流通制度に関する制度」

飲料水から感染する寄生虫

クリプトスポリジウム ジアルジア

感染すると

クリプトスポリジウム (*Cryptosporidium sp.*) は孢子虫類に属する原生動物で、牛を始めとする哺乳類や鳥類・魚類など脊椎動物に幅広く感染し、特定の種類についてはヒトの腸管にも感染することが知られています。感染した場合は水様性下痢と腹痛を主症状とし、吐き気や嘔吐、更には発熱を伴うこともある「クリプトスポリジウム症」になります。また、この仲間のジアルジア (*Giardia sp.*) という原生動物もヒトなど様々な脊椎動物の消化器内に寄生して同様の症状を引き起こします。

クリプトスポリジウムは環境中では直径4～6μmの「オーシスト」(図1)と呼ばれる内壁と外壁の二層から成る強固な形態を有しています。これがヒトなどに感染すると脱嚢しスポロゾイドという形態で腸管の微繊毛内に侵入して増殖します。ジアルジアも同様に

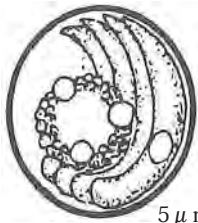


図1 オーシストの模式図

栄養型から嚢子=「シスト」と呼ばれる殻に被われた形態で環境中に棲息しています。

わが国での感染事例

クリプトスポリジウムが河川に混入した場合、通常の塩素による浄水処理ではなかなか死滅しないため、日本でも水道水を介した大きな集団感染事故が2例報告されています(表1)。浄水場などの原水あるいは浄水、更にはプールや環境水がこうした原虫類に汚染されていないかを確認することは重

表1 日本におけるクリプトスポリジウム症集団発生事例

年	場所	患者数	発生源
1994	神奈川県 平塚市	461	汚染された飲料水
1996	埼玉県 越生町	8,812	汚染された飲料水

要な感染事故の予防策として考え、自治体や民間検査機関では定期的に水質検査を行っています。

検査の方法は?

原虫類を直接検査する方法と、哺乳動物の糞便の混入及び除去率の確認のためクリプトスポリジウム指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)を検査する間接的な方法の2つの方法があります。現在、主に用いられる直接検査では、原水10Lあるいは浄水20Lをそれぞれフィルターにて吸引濾過し、濾紙をアセトン溶解したものを検体とします。泥などの混入物が多い場合はクリプト

スポリジウムやジアルジア用に特化された免疫磁気ビーズ処理で選択的に濃縮します。次に加熱殺虫処理した検体を蛍光染色抗体試薬ならびにDAPI(4',6-diamidino-2-phenylindole)溶液にて染色した上でフィルター濾過したものを、顕微鏡観察によりオーシスト及びシストを目視で確認するという手法です。

観察には蛍光染色に対応するB励起光源と、DAPI染色に対応するUV励起光源を用います。標品を処理したものは、オーシストは蛍光染色では緑色に発光する楕円形で確認され(図2上)、DAPI染色では内部のスポロゾイドの核が4個青白く発光するのが見受けられます(図2下)。シストの場合は蛍光染色でオーシストより若干大きく一方がやや長めの卵形で観察され、DAPI染色では同様に核が確認されます。

おわりに

近年は原虫による集団汚染事故の報告は稀にしかありませんが、ヒトや動物の排泄物による汚染は現在の浄水処理システムでも十分取り切れない危険性を帯びています。そのため、クリプトスポリジウムやジアルジアの検査においては、濾過処理から顕微鏡観察まで全ての過程において細心の注意を払う検査が求められています。

(文責: 上條 万二郎)

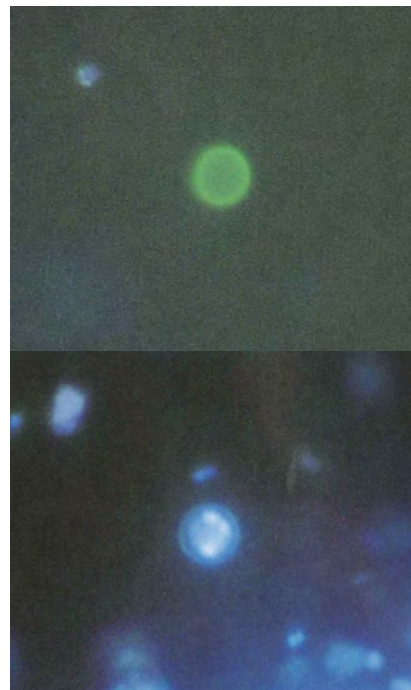


図2 クリプトスポリジウムオーシストの顕微鏡像 (上)蛍光染色像 (下)DAPI染色像

(参考資料)
クリプトスポリジウム—解説と試験方法—
日本水道協会 平成15年

お問い合わせ

TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010
http://www.seikankensa.co.jp

最新の分析機器と高精度な技術で暮らしの安心、安全をサポートする

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地